

平成29年11月16日

堺市

竹城台25号線外道路舗装更新外工事の設計図書の訂正について（通知）

竹城台25号線外道路舗装更新外工事の設計図書（特記仕様書）について、下記のとおり、一部訂正しますので、お知らせいたします。

現在、堺市入札情報公開システムに掲載されている書類は訂正済みですので、再度、ダウンロードしていただくか、お持ちの書類を訂正していただきますようお願いいたします。

なお、開札予定日時、入札書の提出期間の変更はありません。

ご迷惑をお掛けし、お詫び申し上げます。

記

1. 訂正箇所

- ・特記仕様書頁9 表中の表記の訂正

「クラッシュラン（C）（路盤材）」を

「再生クラッシュラン（RC）」に訂正する。

<訂正前>

品目	再資源化施設の名称	所在地	運搬距離	受入条件
クラッシュラン(C) (路盤材) ※比重は2.0とする	堺土木工事業協 同組合	和泉市北田中町 506番ほか4筆の 一部	6.4km	※形状の制限:混載は 極力避け、分別するこ と。 受入時間:7時~17 時

<訂正後>

品目	再資源化施設の名称	所在地	運搬距離	受入条件
再生クラッシュラン (RC) ※比重は2.0とする	堺土木工事業協 同組合	和泉市北田中町 506番ほか4筆の 一部	6.4km	※形状の制限:混載は 極力避け、分別するこ と。 受入時間:7時~17 時

品 目	再資源化施設 の名称	所在地	運搬距離	受入条件
再生クラッシュラ ン(RC) ※比重は2.0とする	堺土木工事業協 同組合	和泉市北田中町 506番ほか4筆の 一部	6.4km	※形状の制限:混載は 極力避け、分別するこ と。 受入時間:7時~17 時

① 上記については積算上の条件明示であり、再資源化施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等についてはこの限りでない。

#### 1 特定建設資材及び特定建設資材廃棄物についての適正な措置

1) 本工事は、特定建設資材を用いた建築物等の解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年5月31日法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）施行令」で定める請負代金の額（500万円）以上の工事であった場合は、受注者は、建設リサイクル法に基づき特定建設資材の分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等については、以下の条件を設定しているが、工事請負契約書「6 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督員と協議するものとする。